

○沖縄県松くい虫の防除に関する条例

平成14年3月30日条例第20号

沖縄県松くい虫の防除に関する条例をここに公布する。

沖縄県松くい虫の防除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、松くい虫により、リュウキュウマツに重大な被害が発生している状況にかんがみ、松くい虫の防除に関し必要な措置を定め、もって風致を維持し、及び木材資源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 松くい虫 松の枯死の原因となる線虫類を運ぶマツノマダラカミキリをいう。
- (2) 松林所有者等 松を所有し、又は管理する者をいう。
- (3) 伐採木等 伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらを用いた加工品をいう。ただし、森林病害虫等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条の破碎の基準以下のもの及び外国から輸入される素材を除く。
- (4) 伐倒駆除 伐倒及び焼却（炭化を含む。）、伐倒及び破碎又は伐倒及び薬剤による防除をいう。
- (5) 事業者 松の伐採木等を輸入若しくは移入し、又は販売することを業として行う者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、松くい虫の防除に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

(松林所有者等の責務等)

第4条 松林所有者等は、県が行う施策に協力するものとする。

2 松林所有者等は、松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松（枯死しているものに限る。以下「被害木」という。）が発生したときは、速やかに伐倒駆除を行うよう努めなければならない。

3 知事は、松林所有者等に対し、松くい虫の防除に関し、必要な指導及び助言を行うことができ

る。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、県が行う施策に協力するものとする。

2 事業者は、その輸入又は移入した伐採木等において、被害木を発見したときは、速やかにその旨を知事に通報するものとする。

(移動の届出)

第6条 規則で定める地域から県内へ松の伐採木等を移動しようとする者は、次に掲げる事項を、当該伐採木等が移動先に到着する日の7日（災害その他やむを得ない理由がある場合は、2日）前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- (1) 移動しようとする者の住所及び氏名又は名称
- (2) 移動の目的
- (3) 産地及び移動先
- (4) 到着予定日
- (5) その他規則で定める事項

2 県内において、松の伐採木等を移動（規則で定める地域以外からの移動を除く。以下この項において同じ。）しようとする者は、前項各号に掲げる事項を、当該伐採木等が移動先に到着する日の7日（災害その他やむを得ない理由がある場合は、2日）前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、その届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(利用の届出)

第7条 被害木（伐倒駆除が行われたものを除く。以下同じ。）を利用するしようとする者は、次に掲げる事項を、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- (1) 利用しようとする者の住所及び氏名又は名称
- (2) 利用の目的
- (3) 利用する場所
- (4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出をした者は、被害木の利用が完了したときは、規則で定めるところに

より、知事に届け出なければならない。

(立入検査)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、船車又は貯木場、倉庫その他松の伐採木等又は被害木を蔵置する場所に立ち入らせ、松の伐採木等又は被害木を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第9条 知事は、第6条各項若しくは第7条各項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、届出をし、又は適正な届出をすることを勧告することができる。

2 知事は、前条第1項の規定による立入検査の結果、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがあると認められる場合は、関係人に対し、伐倒駆除その他松くい虫の防除に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第10条 知事は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないとときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年6月1日から施行する。